

## 第 97 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和 2 年 3 月 6 日（金）14 時 00 分～15 時 50 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階大会議室
3. 出席者
  - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）  
荒川雅行、小野裕美、上月陽子、柴田眞里、玉置久、灘本明代、西村裕三
  - (2) 実施機関の職員  
保健福祉局健康部健康政策課担当課長  
建設局道路部計画課担当係長  
企画調整局医療・新産業本部新産業部新産業課担当係長  
消防局予防部査察課長  
教育委員会事務局総務部教職員課任用係長  
教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課担当係長  
地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課長  
市民参画推進局市民情報サービス課長 ほか

- (3) 事務局の職員  
市民情報サービス課長、情報化戦略部担当課長 ほか

- (4) 傍聴者  
1 名

### 4. 議 題

#### (1) 審 議

- ①市民 PHR システムの事業拡大について
- ②カメラと画像認識 AI による自転車等駐輪状況把握システムの導入について
- ③電子申請受付システムを利用した自衛消防訓練通報・届出の受付について
- ④教員等採用選考試験の電子申請受付事務のシステム化について
- ⑤収納管理システム等を活用した高等学校の学校徴収金・授業料の徴収について
- ⑥医療者間コミュニケーションシステムの導入について
- ⑦類型化事項について

### 5. 議事要旨

#### (1) 審 議

- ①市民 PHR システムの事業拡大について

保健福祉局健康部健康政策課から、市民 PHR システムの事業拡大について、条例第 7 条（収集の制限）及び条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

- 委員 3点質問があります。1点目は、18ページの図のシステムフロー自体は変わらず、システムの機能を増やした、という理解でよろしいでしょうか。
- 健康政策課 そのとおりです。
- 委員 データの流れ自体は変わらずに、データの種類が変わったということでしょうか。
- 健康政策課 以前は、ひとつのサーバーで管理していたものを、3つのサーバーに分けて、さらに、セキュリティ対策を強化しています。図のテーブルと書かれているものを増やしています。
- 委員 テーブルが増えたということは理解したのですが、サーバーが3つになったというのは、この図のどこにあたるのでしょうか。システムがどう変わったのか分からないのですが。
- 健康政策課 LGWAN と接続する場合は、セキュリティ面から必ず3つのサーバーを使わないといけないことになっているので、3つのサーバーになっているということです。
- 委員 ということは、システムの構成を変えたのではなくて、4つの機能を増やすために、テーブルを増やしたという理解でよいでしょうか。
- 健康政策課 はい。
- 委員 データの流れは、いままでと同じだから、データ面のセキュリティは変わらないのですか。
- 健康政策課 はい。
- 委員 分かりました。それが1点目です。次に、研究機関へのデータの提供について、いいことだと思うのですが、医療関係の研究を行う場合、同意書とともに撤回書をつけることになっているのですが、データに対する同意とか撤回については、各研究機関とユーザーとの間で行われるのでしょうか。
- 健康政策課 そのとおりです。研究実施主体は学術機関になりますので、そちらの研究者とやり取りをしていただくことになると思います。
- 委員 そこでしっかりやっていただいているということになるのでしょうか。市

は、あくまでも窓口ということによいでしょうか。

- 健康政策課 はい。
- 委員 3つ目ですが、(4)の事業者の件は、健保がすることであって、市がすることではないのではないのでしょうか。
- 健康政策課 そのとおりだと思います。ただ、健保を出られた方は国保に入られる方が多く、そのあと、後期高齢に入られるということになると、結局、基礎自治体が関わってくることになりますので、先行投資的な意味合いも兼ねて取り組むこととしています。
- 委員 分かりました。
- 委員 既存のセキュリティが担保されたシステム、ないしはシステムに接続されたものの上に、データを取り込むということでしょうか。
- 健康政策課 そのとおりです。
- 委員 17ページと18ページの図の関係性は、どうなっているのでしょうか。
- 健康政策課 17ページは、(1)の高齢者の医療介護情報を収集するときの運用について説明したものです。18ページと19ページは、(3)の個人がデータをどのように管理していくかの通信を表したものです。ですので、17ページと18ページ、19ページは別物です。
- 委員 システム自体も別物でしょうか。説明のために違う図を使っているということでしょうか。
- 健康政策課 そうです。
- 委員 ということであれば、17ページは18ページとどの部分が共通しているのでしょうか。
- 健康政策課 17ページの左側のこうべ健康いきいきサポートシステムというのが、18ページの下のところにも書いている、こうべ健康いきいきサポートシステムに対応しています。また、17ページの真ん中のパソコンの図は、18ページの左側の真ん中の図に対応しています。

○委員 17 ページの右側の医療介護連携システム運営事業者は、どこになるのでしょうか。

○健康政策課 これは、18 ページには記載されていません。

○委員 分かりました。

○委員 他に意見はございませんか。他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。市民 PHR システムの事業拡大することについては、介護現場における患者状況や在宅生活の要望等を記した入退院シートのデータを、システム運営事業者から収集し、市民 PHR システムで活用することは、要介護に至る原因の究明及び予防策の効果検証に寄与し、あらたに保護者向けに子どもの健康情報管理サービスを提供するために、子どもに関する情報項目を追加することや研究機関が実施する研究等の参加の同意取得をシステムで可能にすること等により、利用者の利便性向上や健康増進に寄与し、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であること、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

## ②カメラと画像認識 AI による自転車等駐輪状況把握システムの導入について

建設局道路部計画課から、カメラと画像認識 AI による自転車等駐輪状況把握システムの導入について、条例第 7 条（収集の制限）及び条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 昨年の 11 月に実証実験について、当審議会に諮問があったということで、記憶に残っていますけれども、11 ページの資料で実証実験と今回の本格実施について説明されていますが、前回は動画ということでしたが、今回は静止画に変わるということですね。

○計画課 自転車を停めて、その後移動したかどうかを解析しようとしていたのですが、あまりいい結果がでなくて、今回は動画ではなく、あくまで放置されている対象のみを解析する形に変更しています。

○委員 撮影してからマスクング処理までの期間は、どれくらいを想定されていますでしょうか。残っている期間はどのくらいでしょうか。

- 新産業課 マスキング自体は、ほぼリアルタイムでできますので、それが終わり次第、すぐに削除することはできます。
- 委員 画像なので保存せずに、人が映っていろいろがいまいが、その場で台数を数えて数値データに変えて、それを転送するというのでしょうか。
- 計画課 6ページに運用イメージを示していますが、実情、何台停まっていたかという解析を11月に行ったのですが、自転車が重なっていたら、2台が1台とか、10台が8台とか、そのような解析の結果となっていて、動向は見られると思うのですが、できれば画像で確認したいということがありまして、運用上は画像も見られる形にしています。そのときにAIを使って、人物が映りこんでいたら、データを分からないように処理します。
- 委員 そこにAIを使うんですね。
- 計画課 そうです。台数の動向に加え、画像処理するところにもAIを使います。
- 委員 マスキングした画像も、飛ばされてしまうんですね。
- 計画課 はい。マスキングした状態であれば、個人情報にあたらなく考えています。
- 委員 なるほど。カメラの台数は決めなくてもよいのでしょうか。
- 計画課 今のところ2台を購入して、3月から1年間かけて実際に運用して、他にも設置する必要があるれば、本格的に運用していくことを考えています。
- 委員 準備段階で審議をして、本格運用でも審議しないといけないのでしょうか。
- 委員 前回は実証実験だけの諮問でしたね。それを踏まえて、本格導入ということですね。
- 計画課 そうです。
- 委員 試験運用して、来年の3月に本格運用なんですか。今回の諮問は、試験運用と本格運用の両方ということでしょうか。
- 新産業課 2台で開始するという意味で、試験運用にしています。今後は台数が増える可能性があります、その他のシステム等の内容は変わりません。

- 委員 であれば、もう一度審議会にかける必要はないんですね。
- 委員 事務局どうですか。
- 事務局 システムに変更がなければ、諮問する必要はないと思います。
- 委員 他に台数を書いている場合がありますので。台数は、将来的に増える可能性があるということですね。
- 委員 クラウドサーバーは、事業者側のものなのでしょうか。
- 新産業課 事業者のものです。
- 委員 それを市が見に行くということですね。ファイヤーウォールなどセキュリティは市の基準を事業者が守っていると。
- 新産業課 そうです。
- 委員 AI 処理が気になるのですが、モザイク処理された画像を保存するということですが、それは消さないのでしょうか。例えば、一定期間経過した後、消去するなど。その方が安心な気がします。そうでないと未来永劫残ってしまうことになる。
- 計画課 はい。
- 委員 消すなら消すということを書いておいた方がいいと思います。
- 計画課 分かりました。
- 委員 他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。カメラと画像認識 AI による自転車等駐輪状況把握システムの導入について、実験的に実施してきた自転車等駐輪状況把握システムを本格的に導入することは、自転車等の駐輪時間や傾向を正確に把握することが可能となり、効果的な放置自転車対策が期待でき、公益に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思いません。

③電子申請受付システムを利用した自衛消防訓練通報・届出の受付について

消防局予防部査察課から、電子申請受付システムを利用した自衛消防訓練通報・届出の受付について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 特に質問はございませんでしょうか。問題はありませぬでしょうか。

（質問なし）

○委員 それでは、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

電子申請受付システムを利用した自衛消防訓練通報・届出の受付については、消防法の規定に基づく自衛消防訓練を行う際に必要な、管轄消防署への通報または届出について、兵庫県電子申請システムを活用した電子申請での受付を可能にすることは、通報・届出者の利便性の向上及び作業の効率化を図ることができ、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

④教員等採用選考試験の電子申請受付事務のシステム化について

教育委員会事務局総務部教職員課から、教員等採用選考試験の電子申請受付事務のシステム化について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 他の市町村でも同じシステムを使っているようですが、市特有のものはあるのでしょうか。

○教職員課 電子申請受付システムのなかに、本市独自のシステムを設けまして、そこに神戸市の情報を入力することになります。

○委員 分かりました。

○委員 10 ページのイメージ図を見ると、事前登録から受験票、志願書類の印刷までオンラインでデータのやりとりをすることになっていますが、最後に郵

送となっていますが、電子申請といいながら最後は郵送となっているので、中途半端な気がしますが、どうでしょうか。

○教職員課 本来であれば、すべて電子化ということを考えていましたが、写真の取扱いが難しいということと、出願に当たっては、本人に署名していただきたいということと、事務処理を考えますと、事前に郵送していただかないと間に合わないということもあり、一部このような形になっております。

○委員 他市も同じような状況でしょうか。

○教職員課 本市の行政職は同じようなシステムを利用しております。

○委員 将来的には、そのあたりも含めて電子申請できるようになるのでしょうか。

○教職員課 できれば、そのような形を目指して構築しておりますが、このシステムでどこまでできるかということは、今後の検討になろうかと思えます。

○委員 本質的には、セキュリティポリシーを守られていると思うんですが、最後の受験票とか志願書類は、いろんな情報が入っていると思うのですが、電子メールで添付して送るとするのは、サーバーに置いてダウンロードさせるということでしょうか。

○教職員課 電子メールに URL を記載しています。

○委員 そういことですね。

○委員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思えます。教員等採用選考試験の電子申請受付事務のシステム化について、教職員の採用選考試験の申込みを、兵庫県電子申請システムを活用した電子申請による受付に変更することは、志願者の利便性の向上を図ることができ、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思えます。

#### ⑤収納管理システム等を活用した高等学校の学校徴収金・授業料の徴収について

教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課から、収納管理システム等を活用した高等学校の学校徴収金・授業料の徴収について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委 員 8 ページの図が分かりやすいと思うのですが、赤い枠内は諮問済みなので、今回は横から出ている、⑩、⑪、⑫の授業料のところを追加します、ということによいでしょうか。
- 学校経営支援課 そうです。
- 委 員 F Bとは何でしょうか。
- 学校経営支援課 ファームバンキングのことです。
- 委 員 銀行のシステムでしょうか。
- 学校経営支援課 銀行とインターネットで口座振替データをやり取りするということになります。
- 委 員 そこは、銀行のシステムを使うということでしょうか。
- 学校経営支援課 現在、市では税金、保険料等の口座振替を行うときに、既にこれを利用していますので、今回も使用することになっています。
- 委 員 F Bは運用済みで、既に審議が済んでいるという理解でよいのでしょうか。
- 学校経営支援課 授業料の口座振替については、今回、初めて挙げさせていただいています。
- 委 員 ファームバンキングは、他でも運用済みということでしょうか。
- 学校経営支援課 はい。
- 情報化戦略部 既に財務会計システムというシステムを構築しております、それについては、諮問済みでございます。
- 委 員 今回については、既存の各々のシステムに対して、違う流れでデータを流しますよ、ということですね。既存のシステムの流れができているところに、授業料のデータを流しますよ、だから審議してください、と理解してよろしいでしょうか。

- 学校経営支援課 新たに授業料のデータについて、電子計算機処理することになるので、諮らせていただいています。
- 委員 電子計算機処理するシステムの流れのなかで、セキュリティに関するものは、既に他のシステムで使っているものを流用するという理解でよいでしょうか。
- 学校経営支援課 はい。
- 委員 その部分が分かりにくかったです。セキュリティが担保されているという意味では、現行のフロッピーディスクからデータ伝送に切り替えることによって、従来はオンラインのシステムに乗せずに、わざわざフロッピーディスクで行っていたものを、セキュアなシステムの中に取り込んで授業料の口座振替等のデータをファームバンキングのところまで持って行ったという理解でよいでしょうか。セキュリティの観点からすると、普通に考えると、手でフロッピーディスクを運んでいたものをオンラインでつないだということは、そのつないだところのセキュリティがどうなっているのかということの方が気になるので、そのあたりを分かりやすく書かれた方が良いと思いました。内容を伺うと問題ないのですが、その辺、しっかりされた方が良いと思います。
- 学校経営支援課 はい。
- 委員 セキュリティの向上に繋がることを、しっかりと書いておいた方が良いでしょう。
- 委員 セキュリティが確保されているというのは、今の説明で分かったのですが、この図からは分からないので、コメントを書かれた方が良いでしょう。既に他のところで使っている、セキュアなネットワークを使って、授業料を振り込みますなどの記載を。
- 学校経営支援課 そのあたりは、この図には盛り込まれていないです。
- 委員 他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。収納管理システム等を活用した高等学校の学校徴収金・授業料の徴収については、既に稼働している収納管理システム及び準公費システムを活用して、データ伝送による市立高校授業料の徴収を行うことは、情報セキュリティの向上が見込め、公益に資すると認められること、個人情報保護の措置も徹底される予定であることから、

本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

⑥医療者間コミュニケーションシステムの導入について

地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課から、医療者間コミュニケーションシステムの導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 図 2 について、データの流れていうと⑦の矢印はデータが端末の方に行くのですね。この矢印は要求の矢印ですね。
- 市民病院機構 はい。
- 委員 他はデータの流れの矢印を書いているので、分かりにくいと思います。
- 市民病院機構 はい。
- 委員 図 1 のチャット機能は、誰かと誰かが話をするのでしょうか。端末は複数台あるのでしょうか。
- 市民病院機構 そうです。
- 委員 チャットシステムがクラウドサーバーにあって、そこを介して、複数の端末で相談をし合うということですね。
- 市民病院機構 はい。
- 委員 図 2 の画像閲覧機能については、黄色の矢印、これはデータが出ていますが、これは何をするのでしょうか。画像を見るだけでしょうか。⑥は URL の情報を送るだけでしょうか。
- 市民病院機構 はい。URL の情報を送って、チャット上でそれをクリックすると画像を見ることができます。
- 委員 そこでは情報交換はしないのでしょうか。見るだけですか。
- 市民病院機構 はい。見るだけです。

- 委員 図3の術中動画閲覧機能は、利用者端末はクラウドサーバーにつながずに、院内の MyView サーバーにつながぐということですね。
- 市民病院機構 そうです。
- 委員 そうすると、流れが逆ですね。図1とか図3は同時に使うのでしょうか。
- 市民病院機構 はい。画面を切り替えて使います。
- 委員 分かりました。(3)の概略説明がありませんので、書いておいた方が分かりやすいと思います。
- 市民病院機構 分かりました。
- 委員 関連するのですが、チャットと画像と動画のデータが連携すると思うのですが、データ連携のテーブルはどうするのでしょうか。
- 市民病院機構 別のアプリケーションで構成しており、データは別々のキャッシュに保存することになります。
- 委員 Aさんの静止画と術中動画は両方とも匿名化されているので、統合するためのテーブルがあると思うのですが、それはどこにあるのでしょうか。
- 市民病院機構 チャットの会話のなかで、同一の患者かどうか分かります。
- 委員 個人情報がないとはいえ、静止画と動画とチャットの3つのシステムがひとつになるということは、バラバラのデータがどこかでテーブルを持っているということですよ。そこに関する記述がないのですが、それはどこにあるのでしょうか。
- 市民病院機構 チャット機能と画像閲覧については、チャットの会話のなかで URL が添付されていますので、紐づけは可能です。術中動画はチャットの機能と1対1で対応していないのは、ご指摘のとおりです。端末で紐づいているテーブルはございません。運用上、緊急の患者については、会話をするなかで術中動画を見るように伝えることとなります。
- 委員 それは、医者の頭の中に入っているということでしょうか。

- 市民病院機構 術中動画を見る際には、どの画像を見るか選択できますので、サーバーにアップロードされている動画を見ることで、患者の同一性は担保できていると考えています。
- 委 員 データは連携していないけども、医者の中頭の中で連携させるということでしょうか。
- 市民病院機構 院内の先生が、サーバーにデータをアップしたので見てください、というようなメッセージをチャットで送ることになります。
- 委 員 同一の患者かどうかの個人情報は、先生の中頭の中に入っていて、システム的に連携しているわけではない。それは、安全かもしれないのですが、間違いがあったら大変ですね。
- 市民病院機構 このシステムは、個人情報を外に出さないということを厳格にするという考えのもと構成されています。
- 委 員 画像を取り違えることはないのかなと思います。たくさん飛び交っているわけではないと思うので。その瞬間で見てくださいということですので。
- 委 員 情報は、セキュアな環境で行っていますよ、というのが今回の趣旨ですね。
- 市民病院機構 はい。
- 委 員 この人を助けるために、すぐに判断がいるから教えてください、ということですよ。
- 市民病院機構 はい。
- 委 員 本質的には、個人情報はいらないと思うのですが、ただ、術中動画には患者の顔等が出ているでしょうから、セキュアな状態でやってもらいたいと思います。
- 委 員 他に質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。医療者間コミュニケーションシステムの導入については、緊急を要する脳血管障害の患者に迅速に対応するため、医療者間コミュニケーションシステムを導入して、院外にいる専門医と画像情報等を共有してコンサルトすることは、迅速かつ的確な治療方

針の決定が可能となり、公益に資すると認められること、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

⑦ 類型化事項について

市民参画推進局市民情報サービス課から、類型化事項について、条例第 33 条（審議会）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 説明がありましたとおり、前回ご審議いただいた際に、文書表現についてあいまいな部分があるとのことで、訂正するようにご指摘がありました。そのご指摘に従って訂正したとのことですが、いかがでしょうか。

○委員 なお書きの一番下の、個人の前の特定という言葉はいるのでしょうか。特定個人という言葉は非常に難しく、一か所に焦点を当てて、誰かだけを撮ろうとしてカメラを設置するわけではないですよね。その席に座る人を撮ろうとするときに、特定個人を撮影する場合なのかどうか。考え出すときりがなくて。特定という言葉があるのかなと思いますけど、読めば分かるので、あってもいいと思いますが。

○委員 特定という部分だけ削除するとよいでしょうか。

○委員 来訪者個人を特定できる態様で撮影する、これはいいんです。その個人が特定できそうな態様で撮影することは入らないということと、例えば、個室や特定のカウンターや座席に焦点をあてるとなると特定個人を撮影するわけじゃなくても、来訪者個人を特定できる態様で撮影する、に当たるかどうか。それぞれ、特定個人というと A さん、B さん、C さんと法律の世界ではなってくるので、不特定または多数とか特定というと、刑法とか言葉の意味があつてですね。ちょっと気になったのですが。

○委員 特定個人を来訪者に言い換えるのはどうでしょうか。

○委員 はい。そうですね。

○委員 それでは、特定個人の代わりに来訪者に言い換えるということをお願いします。

○市民情報サービス課 分かりました。

- 委員 結論をまとめます。一番目に犯罪の未然防止、事後的な犯罪解明等を目的とした証拠保全のため市庁舎等へ防犯カメラを設置すること、二番目に事故発生時の状況確認や原因解析、交通安全意識の向上等を目的としたドライブレコーダーを設置することについて、各々のガイドラインに基づいた運用がなされる場合に限り、今後、当審議会の意見を求める必要はないということで、類型化を図りたいと思います。
- 委員 本日、審議いたしました 9 件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。
- 委員 (特に異議なし)
- 委員 それでは、これもちまして、第 97 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。